**〔契約書①－Ａ〕**

**選挙運動用自動車運送契約書**

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

（以下「甲」という。）

と （以下「乙」という。）

は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約する。

１ 乙は、乙の所有する次の自動車を用いて、甲の選挙運動のための自動車の運送を行うものとする。

２

使用期間

令和

年

月

日から令和

年

月

日まで

３

契約金額

金 円

〔内訳 金 円（消費税及び地方消費税を含む）× 日間〕

４

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109 条の４第２項の規定に基

づき大阪府に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

なお、大阪府に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93 条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収されることとなった場合は、乙は大阪府に支払の請求ができない。

令和

年

月

日

甲

住

所

氏

名

○印

乙

住所（所

在

地）

氏名（名称及び代表者名）

○印

自動車の種類

自動車登録番号

又は車両番号

収 入

印 紙